

千葉市立青葉病院薬事委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院〔以下「病院」という。〕における薬事業務の適正かつ合理的な運営を図るため、千葉市立青葉病院薬事委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議をする。

- (1) 試用医薬品等の効果判断に関すること。
- (2) 新規医薬品の採否に関すること。
- (3) 未承認新規医薬品の採否に関すること。(注)
- (4) 後発医薬品への採用切替えに関すること。
- (5) 使用医薬品の削除に関すること。
- (6) 在庫医薬品の管理、効率的な使用に関すること。
- (7) 研修計画の策定に関すること。
- (8) その他委員会の目的達成を図るための必要事項に関すること。

〔組織〕

第3条 委員会の組織は、副院長、診療局長、各科統括部長（不在の場合は責任医師）、看護部長、薬剤部長、事務長を会員として構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、副院長、薬剤部長の職にある者をもって充てる。

〔委員長の職務〕

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

〔会議〕

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決すところによる。

〔関係職員の出席〕

第6条 委員長は、医療安全対策にかかる項目を協議する場合には、必要に応じ医療安全室担当者の参加を求めること。

- 2 委員長は、院内感染対策にかかる項目を協議する場合には、必要に応じ ICT および AST（抗菌薬適正使用支援チーム）の担当者の参加を求めること。
- 3 委員長は、その他必要に応じて委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

〔庶務〕

第7条 委員会の庶務は、薬剤部において総理する。

〔委任〕

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に

定める。

(注) 未承認新規医薬品は臨床倫理委員会の意見に基づいて審議する。

付則 この要綱は、昭和56年2月16日から施行する。

改正 平成元年3月8日

改正 平成6年7月13日

改正 平成15年5月1日

改正 平成28年5月16日

改正 平成30年7月26日

改定 平成30年10月10日

改定 令和4年4月1日